

日本安全運転医療学会 学会認定士制度規約

(目的)

第1条

本学会定款第2条および第3条第4項に基づき、社会復帰や運転継続を希望する対象者(高齢者や障害者等)の安全で円滑な運転と移動、社会生活の確保に寄与するために、本学会員が一定レベルの基本的知識を確保することを目的とする。

(制度の意義)

第2条

- 1) 一定水準の知識を持つ者が関わることにより、社会復帰や運転継続を希望する高齢者や障害者を適切に支援できる。
- 2) 安全運転と医療に関する基本的な事項を習得した本学会の正会員(以下「本学会員」という。)を認定することで、運転支援、開発・研究等をしている担当者を明確化し、運転支援に関する評価・指導・介入等の水準が向上する。
- 3) 運転支援(診断、評価、指導、介入等)が実施できる医療機関、一定の知識を持って実車教習が実施できる教習所を明確にし、より地域での運転支援の連携が密となる。

(名称)

第3条

この制度により認定される本学会員の名称は「日本安全運転医療学会認定士(以下、「認定士)」と略称する。

(認定委員会)

第4条

- 1) 認定を行うため認定委員会を置き、理事会承認を経て決定した委員で組織する。
- 2) 認定委員会は認定士を希望する者の資格審査および講習(講師の依頼含む)、試験、資格更新など、資格認定に係ることを行う。

(認定水準)

第 5 条

医療・福祉専門職(医師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、看護師、視能訓練士、臨床心理士、社会福祉士など)、理工系およびその他の研究職(自動車工学者など)、自動車教習所専門職(教習指導員など)、交通安全に関与する機関・団体等の専門職、行政職、企業関係者などが、医療と安全運転に関わる基本的事項を理解し、それに従って支援を実施すると共に、その経過や結果を報告する能力を有することを認定水準とする。この水準は、本学会の特色である関連多職種の知識と技能の共通部分を明示するものである。ただし、本認定による支援の実施は、職種ごとに規定された法的制約を超えるものではない。

(講習)

第 6 条

- 1) 認定委員会は、本制度の求める認定水準としての基本的な知識と技能を伝達するための講習を企画し運営する。
- 2) 本講習は本学会員の認定士試験受験希望者が受講できる。
- 3) 本講習は本制度の求める認定水準を公開する。
- 4) 講習と認定士試験が別日になった際には受講した者に受講証明書を発行する。

(認定士試験受験資格)

第 7 条

本学会員であって、次の各項すべての要件を満たしていることを資格要件とする。受験申請料(試験料含む)を徴収する。

- 1) 2年以上の会員歴:申請時に現会員で、最低3年度分連続して会費を納入していることで要件を満たすこととする
- 2) 運転に関する実務経験:下記のいずれかを提出する
 - A. 申請時に2年以上の実務経験
 - B. 筆頭での運転に関する論文・著書、発表・講演が分かる資料(抄録、プログラム等の写し)

- 3) 過去 1 回以上の学術集会参加
- 4) 認定委員会主催の講習の受講

(申請書類)

第 8 条

認定士試験の受験を申請する者は次に定める書類を提出する。別に定める受験申請料が必要である。

- 1) 専門職の資格を有している者は資格を明らかにする書面(資格免許証の写しなど、無い職種は不要)
- 2) 日本安全運転医療学会認定士試験受験申請書
- 3) 受験資格要件確認書(添付が必要な書類も含む)
- 4) 過去の 1 回の学術集会の参加証/ネームカード/領収書/演者は氏名入りプログラムのいずれかの写し
- 5) 講習受講証明書(認定試験と同日に講習を受講する方は不要)

(認定士試験)

第 9 条

受験資格を有し、受験に必要な書類を認定委員会に提出し、書類審査に合格した者に対して行う。試験問題の出題範囲は、講習の内容とする。

(認定審査・登録)

第 10 条

日本安全運転学会理事会は、認定委員会からの資格書類審査及び認定試験結果に関する報告を審議し、学会認定士を認定する。認定されれば、学会認定士登録簿に登録され、認定証明書が発行される。認定料は別途徴収する。

(資格更新)

第 11 条

認定期間は 5 年とし、次のいずれの要件も満たしていることを更新要件とする。更新料を徴収する。

- 1) 学術集会に 1 回以上の参加
- 2) 活動報告の提出

(他学会の資格に基づく認定)

第 12 条

日本作業療法士協会の「運転と地域移動支援実践者」は、認定証の写しと必要書類の提出をもって、講習・認定試験は免除する。類似の資格制度を有する他学会等の当該資格が、本認定水準に該当すると認定委員会が判断した場合には、理事会での承認を経て、その資格をもって本制度の認定水準を有すると認める。これに該当する資格を有する本学会員で、本認定資格を希望するものは、認定登録を経て本認定資格を有することができる。認定料は別途徴収する。

(認定の取り消し)

第 13 条

認定士が退会その他認定の条件に欠けることが生じた場合、理事長は認定委員会の議を経て、資格を取り消すことができる。登録の抹消は、本人への通知とともに学会認定士登録簿の記載を抹消することにより行う。

(規則の変更)

第 14 条

本規則は、評議員総会の決議によって変更することができる。